

無担保・無保証人で小規模事業者を応援します!!

マル経融資

をご利用下さい。

◆直近2期分の決算書等をもとに当所経営指導員が調査し、審査会を実施します。

◆マル経融資を取扱うことができない場合でもその他の融資制度をご紹介します等、ご相談に応じます。

マル経融資は、こんなときお役に立ていただけます

運転資金 として

- 買掛金の決済資金としたい
- キャッシュレス対応のため
売上の入金サイトが延び、
繋ぎ資金がほしい
- 新たに従業員を採用したい

設備資金 として

- 工場、店舗の新設や増改築をしたい
- 車両、機械が古くなったので
買い替えたい
- 高性能の機械や事務機器を
導入したい

マル経融資とは・・・

商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者の
商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証
人で利用できる日本政策金融公庫の融資制度です。

ご利用頂ける方

規模：常時使用従業員が20人以下
※商業・サービス業は5人以下
※宿泊業及び娯楽業は20人以下

営業年数：三島市内で1年以上営業している方

経営指導：当所の経営指導を原則6カ月以上受けている方

資金使途：事業に必要な運転資金・設備資金が対象

納税要件：税金を完納していること（所得税・法人税等）

貸付限度額 2,000 万円

・運転と設備併せて2,000万円までご利用できます。

※ただし、貸付金額1,500万円超となる場合は
事業計画策定等の条件があります。

・返済期間は運転・設備ともに10年以内です。

・据置期間は運転・設備ともに2年以内です。

※2025年1月より、運転資金の貸付期間が10年・据置
期間が2年に拡充されました。

低利な金利

運転・設備 1.80 % (固定金利・元金均等)

令和7年6月1日現在

金利の一部を補助

・年利1%を最大24ヶ月三島市が補助します。

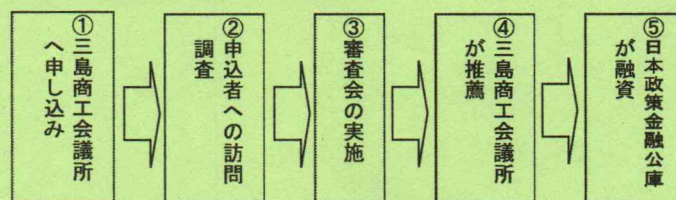
担保・保証人 必要なし

・担保や保証人、保証協会の保証も必要ありません。

ご用意頂く書類

1. 借入推薦依頼書(申込書)
2. 決算書・確定申告書(直近2期分)
3. 決算後6カ月以上経過している場合には直近までの試算表
※設備資金の場合 設備の見積書をご準備ください
法人の場合 会社の登記簿謄本が必要になります
必要に応じ不動産の登記簿謄本をご用意頂きます

融資までの流れ



※審査会は毎月25日前後実施

三島商工会議所 みしま経営支援ステーション

〒411-8644 三島市一番町2-29 TEL055-975-4441 FAX055-972-2010



融資制度の説明を希望される方は
右記 QR コードよりご申請ください。



〈受付フォーム〉

